

## 別紙2

種別	検査項目等	必要経費 (人員及び必要物品、その他)
1. 検診受付	① 全体把握 ② 個人負担金の徴収（社会保険等特定健康診査受診者・健診は保険者が実施） ③ 受付前及び受付時の案内等場内整理、健診受診者が持参する書類等の点検及び確認 ④ 報告	管理スタッフ 1名 受付スタッフ 1名 受付前スタッフ 4名
2. 検査誘導	① 問診呼び出しへの誘導 ② 乳がん・子宮頸がん・胃がん検診への受診誘導	スタッフ 1名 スタッフ 1名
3. 問診	特定健康診査・基本健康診査及び各種がん検診の問診業務	看護師又は保健師 5名
4. 特定健康診査  (国保)  若年者健康診査 (国保)  基本健康診査  追加項目健診  ※後期高齢者健康診査、特定健康診査(社保等)は保険者が実施。	① 身体測定（身長、体重、腹囲）  ② 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧）  血圧高値者 160mmhg／100mmhg 以上の者に対しては、受療勧奨通知を発行する  ③ 血液検査  【特定健康診査 検査項目】  ・中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、GOT、GPT、γ-GTP、 ・空腹時血糖、HbA1c  血糖高値者 HbA1c 6.5 以上の者に対しては、受療勧奨通知を発行する  ・ <u>血清クレアチニン、血清尿酸、eGFR、(国保のみ)</u>  【追加項目検査 検査項目】  ・ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数（詳細項目該当者を除く） ・白血球数・血清アルブミン・総コレステロール（受診者全員） ・血清クレアチニン、eGFR・尿酸（社会保険等の健診受診者）  ④ 尿検査　※太子町が指定する尿採取用尿容器代【健診前送付分容器を含む】  【特定検査項目】  ・糖、蛋白  【追加検査項目】  ・尿潜血  ⑤ 診察  内科診察および禁煙指導・特定保健指導の必要性の説明および勧奨  ⑥ 結果処理  【特定健診・後期高齢者検診】  「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き〔第4版〕」及び令和5年3月31日付け厚生労働省第52号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣に定める者」に基づき実施すること  【基本健康診査】  健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査であり、実施内容は特定健康診査に準ずる。	看護師または検査技師 1名 看護師（問診と同時）  看護師 2名  検査技師 1名 尿検査紙・採取用容器代・プロセス代  医師 2名 診察介助看護師 1名
5 詳細な項目診査  (医師の判定により)	① 心電図（詳細な検査項目に該当する場合は特定健診で実施する。 該当者以外も実施）	検査技師 2名

実施)	安静時 12 誘導	
	② 貧血検査（詳細な検査項目に該当する場合は特定健診で実施する） 検査項目【赤血球数、血色素量、ヘマトクリット】	看護師 (血液検査と同時)
	③ 眼底検査（詳細な検査項目に該当する場合は特定健診で実施する）  ※前年度の血糖値（太子町に記録があるもの）と当日の血圧値により対象選定し、医師の判断により実施。医師が必要なしといった場合は、希望者についても実施しない。  <u>また対象外の希望者については実施しない。</u>	検査技師 1 名
	④ 腎機能検査（全員・詳細な検査項目に該当する場合は特定健診で実施する） 検査項目【血清クレアチニン・血清尿酸・eGFR】	看護師 (血液検査と同時)
	・健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号に定める健康診査であり、実施内容は特定健康診査に準ずる。  「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き〔第 4 版〕」及び令和 5 年 3 月 31 日付け厚生労働省第 52 号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣に定める者」に基づき実施すること	
	6. 大腸がん検診 免疫便潜血反応検査 2 日法（別紙 3 仕様書参照） 一日約 120 名	受付スタッフ 1 名 ※便採取用容器代含む
7. 結核・肺がん検診	胸部 X 線直接撮影（別紙 3 仕様書参照） 一日約 120 名	放射線技師 1 名 検診車 1 台配置 喀痰容器代含む
8. 肝炎ウイルス検診 (特定健診又は健 康診査同時)	特定健診又は基本健康診査と同時に実施した場合  ① HBs 抗原検査  ② HCV 抗体検査  ③ HCV 核酸増幅検査（HCV-RNA の検出）  HCV 抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体のみ行う	看護師（血液検査と同時実施）
9. 胃がん検診	胃部 X 線撮影（別紙 3 仕様書参照） 一日約 40 名	放射線技師 1 名・看護師 1 名 検診車 1 台配置
10. 乳がん検診	マンモグラフィ検査（別紙 3 仕様書参照） 一日約 45 名 受診者の年齢は、当日年齢で標記する	放射線技師 1 名・看護師 2 名 検診車 1 台配置
11. 子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診（別紙 3 仕様書参照） 一日約 40 名 受診者の年齢は、当日年齢で標記する	内診医 1 名・看護師 1 名 検診車 1 台

#### 注意事項

- ① 健診予約者に問診票を発送する際に同封する、健診内容および注意事項がわかる説明書を準備すること。
- ② 特定健康診査結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。
- ③ 問診時等に採血時間（食後 10 時間以上か以下か）について確認すること。
- ④ 血糖検査で空腹時血糖を実施した場合は、追加健診で HbA1c を実施することとする。
- ⑤ 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

- ⑥ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払わない）。
- ⑦ 肝炎ウイルス検査に関しては、指針及び受診者に不利益が生じないように配慮すること。
- ⑧ すべての検査において、結果処理等を含めた業務であること。